

## 島根大学教育学部紀要投稿規定

- 1 投稿資格者は、本学部教員及び教育学研究科学生（修了後1年以内を含む。以下「研究科学生」という。）とする。ただし、研究科学生の投稿については、コース代表者又は指導教員の推薦書を必要とする。
- 2 本学部教員との共同執筆の場合に限り、本学部教員及び研究科学生以外の者の投稿を認めることができる。
- 3 投稿原稿は、原則として、1人1編とし、共同執筆の場合を含めて、合計2編を限度とする。
- 4 原稿の種類は、（1）原著論文、（2）総説、（3）その他のいずれかとし、別に定める「執筆要領」に従って執筆する。
- 5 論文1編につき、印刷仕上がり20ページ（縦組みの場合は25ページ）を超過した部分については、原則として著者（研究経費）負担とする。
- 6 投稿原稿の提出にあたっては、「執筆要領」に従い、「投稿申込書」を添付し、総務係に提出する。
- 7 投稿原稿は、毎年9月30日（当日が日曜日の場合はその翌日、土曜日の場合はその翌々日）までに総務係に提出するものとする。
- 8 原稿は、編集委員会の責任で査読し、掲載順序等を決定する。
- 9 校正は、原則として2校までとし、著者の責任において行うものとする。校正刷は、総務係を通して受け取り、5日以内に校正を終え、総務係に返すこととする。校正に当たって、原文の変更は認めない。
- 10 掲載論文については、島根大学がデータベースとして構築し、インターネットを介して学内外に公表する。
- 11 抜刷りは、論文1編につき50部までを学部共通経費負担とするが、これを超える部数については、著者（研究経費）負担とする。
- 12 各種プロジェクト等での研究成果を別冊特集号として出版を希望する場合には、9月30日（当日が日曜日の場合はその翌日、土曜日の場合はその翌々日）までに、企画書を総務係に提出するものとする。企画運営会議で審査の上、出版の可否を決定する。
- 13 その他この規定に定めのない事項は、編集委員会において決定する。

### 附 則

この規定は、平成17年 7月20日から実施する。

### 附 則

この規定は、平成20年 7月30日から実施する。